

減免基準

とくしま動物園条例第9条に基づく入園料及び駐車場使用料の減免基準については、次のとおりです。

減免事項	減免内容	申請書類	特記事項 1	特記事項 2
(1)保育所、保育園など児童福祉施設、小・中・高校が行う遠足などの行事。	引率職員の入園料 乗合車の駐車料 連絡用の車の駐車料 (1校5台まで)	申請書	学校長または、教育長など管轄する公共機関の押印が必要。	下見は有料
(2)保育所、保育園など児童福祉施設、小・中・高校が主催する子ども会活動・学童保育による遠足などの行事。	引率職員の入園料 子ども会代表者の入園料(1名) 乗合車の駐車料 連絡用の車の駐車料 (1校5台まで)	申請書	学校長または、教育長など管轄する公共機関の押印が必要。	下見は有料
(3)保育所、保育園など児童福祉施設、小・中・高校の特別学級のみが行う遠足などの行事。	引率職員の入園料 乗合車の駐車料 連絡用の車の駐車料 (1校5台まで)	申請書	学校長または、教育長など管轄する公共機関の押印が必要。	手帳※1所持者(相当者含む)及び引率職員的全員と手帳所持者(相当者含む)と同数の介護者は手帳提示(コピー可)により無料。
(4)手帳※1を所持している者を収容している施設、または施設長が手帳所持に相当すると判断する者を収容している施設(特別養護老人ホーム、放課後デイサービスなども含む)が行う遠足などの行事。	引率職員の入園料 乗合車の駐車料 機材運搬車の駐車料 連絡用の車の駐車料 (1施設5台まで)	申請書	国、県、市などからの認可証明書類の提示が必要。	手帳※1所持者(相当者含む)及び引率職員的全員と手帳所持者(相当者含む)と同数の介護者は手帳提示(コピー可)により無料。
(5)市の他課を含む公共団体が行う行事で園を利用する場合。	内容は園と相談	申請書		
(6)本園のPR上、必要性があると認められる報道・出版関係者が入園する場合。	内容は園と相談	なし		
(7)遠足バスの運転手・バスガイドの入園料	有料		30名以上の団体の場合は1名無料	
(8)老人ホーム、デイサービス利用者の入園料	有料		手帳所持相当者利用施設の場合は、基準表準拠(4)参照	

注記 ※1 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種)